

7 鉱区税に関する調

区分	総 鉱 区		左 の うち 非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額 (千円)		
	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)			
砂 鉱を目的とし ない 鉱業権の 鉱区	試掘 鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	2	48	0	0	10	2,096	267
		石油又は天然ガス鉱区							
	探掘 鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	121	16,179	1	4	122	16,237	6,435
		石油又は天然ガス鉱区							
砂 鉱を目的 とする 鉱業 権の 鉱区	法第180条第1項第2号に規定する鉱区								
	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区		(千メートル)		(千メートル)		(千メートル)		
合 計			123		1		132		6,702

8 狩猟税に関する調

区分	税 率	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額 (千円)	
			税 率	調 定 額
狩	所得割額の納付を要する者	-	1,612	25,095
	① うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4		
	② うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
	③ 法附則32条第1号に該当するもの	16,500円×1/2	181	1,484
	④ 法附則32条第2号に該当するもの	16,500円×1/2		
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	1,431	23,611
	所得割額の納付を要しない者	-	696	7,056
	⑥ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
	⑦ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
	⑧ 法附則32条第1号に該当するもの	11,000円×1/2	109	599
⑨ 法附則32条第2号に該当するもの	11,000円×1/2			
⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	587	6,457	
猟	所得割額の納付を要する者	-	7	57
	⑪ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
	⑫ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
	⑬ 法附則32条第1号に該当するもの	8,200円×1/2	0	0
	⑭ 法附則32条第2号に該当するもの	8,200円×1/2		
	⑮ 上記に該当しないもの	8,200円	7	57
	所得割額の納付を要しない者	-	8	38
	⑯ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	⑰ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	⑱ 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円×1/2	2	5
⑲ 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円×1/2			
⑳ 上記に該当しないもの	5,500円	6	33	
関	所得割額の納付を要する者	-	1,587	12,169
	㉑ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
	㉒ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
	㉓ 法附則32条第1号に該当するもの	8,200円×1/2	206	845
	㉔ 法附則32条第2号に該当するもの	8,200円×1/2		
	㉕ 上記に該当しないもの	8,200円	1,381	11,324
	所得割額の納付を要しない者	-	756	3,792
	㉖ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	㉗ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	㉘ 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円×1/2	131	354
㉙ 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円×1/2			
㉚ 上記に該当しないもの	5,500円	625	3,438	
係	所得割額の納付を要する者	-	114	608
	㉛ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	㉜ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	㉝ 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円×1/2	7	19
	㉞ 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円×1/2		
	㉟ 上記に該当しないもの	5,500円	107	589
① ～ ㉞ の 合 計		-	4,780	48,815